床暖房契約選択約款

令和８年　６月　１日実施

天 草 ガ ス 株 式 会 社

目　　次

１．目的　・・・

１．目　　的

この選択約款は、当社の製造供給設備の効率的利用を図り、以って合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

２．選択約款の届出および変更

（１）当社は、この約款を変更することがあります、この場合は、ガス料金その他の供給条件は、変更後の約款によります。

３．用語の定義

この約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

（１）「床暖房」とは、消費機器のうちエネルギー源としてガスを使用する熱源機により、放熱器に温水を供給して床暖房を行うものをいいます。

（２）「適用期間」とは１２月使用分（１１月検針日の翌日から１２月検針日まで）から４月使用分（３月検針日の翌日から４月検針日まで）までの５か月間をいい、「その他の期間」とは、５月使用分（４月検針日の翌日から５月検針日まで）から１１月使用分（１０月検針日の翌日から１１月検針日まで）までの７か月をいいます。

（３）「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、１円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

（４）「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。

（５）「単位料金」とは、８．に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。

４．適用条件

床暖房を使用する需要で、お客さまがこの約款の適用を希望される場合に適用いたします。

５．契約の締結

（１）この契約に関する契約は、当社が申込を承諾した時に成立いたします。

（２）契約期間は次の期間といたします。

① 新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として１２か月目の月の定例検針日までといたします。

② 一般ガス供給約款に定める契約（以下「一般契約」といいます。）または他の選択約款からこの約款へ変更した場合には、この約款の契約期間は、変更の日の属する月の翌月を起算月として１２か月目の月の定例検針日までといたします。なお、変更前の契約の契約期間は、この約款への変更の日までといたします。

③ 契約期間満了に先立って解約または変更の申し込みがない場合は、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として１２か月目の月の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。

（３）当社は、この約款の契約期間満了前に解約または一般契約への変更をされたかたが、同一需要場所でこの約款または他の選択約款の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日または一般契約への変更の日から１年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、解約または一般契約への変更が設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。

（４）当社は、お客さまがこの約款の契約期間満了前に他の選択約款への変更を申し込みされた場合には、申し込みを承諾できないことがあります。ただし、他の選択約款への変更が、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。

（５）当社は、お客さまが当社とのこの約款、一般契約または他の選択約款にもとづく料金を、一般ガス供給約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。

（６）当社は、お客さまが当社とのこの契約にもとづく料金を一般ガス供給約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、一般契約の申し込みを承諾できないことがあります。

６．使用量の算定

当社は、前回の検針日および今回の検針日におけるガスメーターの読みにより、その料金算定期間の使用量を算定いたします。

ただし、当該月の検針日以降、当該月内に解約を行った場合には、当該月の検針日及び解約を行った日のガスメーターの読みにより算出いたします。

７．料　　金

（１）当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して２０日以内（以下「早収期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金（消費税等相当額を含みます。）を、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を３パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を料金として支払っていただきます。

なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。

（２）当社は、床暖房契約の適用期間には別表の料金表を、その他の期間には一般ガス供給約款の料金表を適用して、早収料金または遅収料金を算定いたします。

８．単位料金の調整

（１）当社は、毎月、（２）②により算定した平均原料価格が（２）①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表１（３）のとおりといたします。

①　平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（１立方メートル当たり）

＝基準単位料金＋０．１２５円×原料価格変動額／１００円×（１＋消費税率）

②　平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（１立方メートル当たり）

＝基準単位料金－０．１２５円×原料価格変動額／１００円×（１＋消費税率）

（備　考）

上記の①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第３位以下の端数は、切り捨て。

（２）（１）に規定する基準平均原料価格、平均原料価格および原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

①　基準平均原料価格（トン当たり）

６７，２２０円

②　平均原料価格（トン当たり）

別表１（３）に定められた各３か月間における貿易統計の数量および価額から算定したトン当たりＬＰＧ平均価格（算定結果の１０円未満の端数を四捨五入し１０円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の１０円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

（算　式）

平均原料価格　＝（トン当たりＬＰＧ平均価格）×１．０００００

③　原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の１００円未満の端数を切り捨てた１００円単位の金額といたします。

（算　式）

イ　平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格

ロ　平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

９．名義の変更

お客さままたは当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さままたは当社は契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するもといたします。

１０．契約の変更または解消

（１）お客さまのガス使用計画に変更がある場合、または**２．**（２）によりこの約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更または解消することができるものといたします。

（２）当社に契約違反があった場合、またはお客さまに契約違反があった場合（**４．**の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。）には契約期間中であっても、相互に契約を解消できるものといたします。

１１．その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

付　則

１．実施の期日

令和８年６月１日から実施いたします。

２．本供給約款の実施に伴う切り替え措置

当社は、令和８年５月３１日以前から継続して供給し、令和８年６月１日から令和８年６月３０日までに支払義務が初めて発生するものについては、本供給約款の変更前のガス小売供給約款に基づき料金を算定するものといたします。

（別　表）

１．料金及び消費税等相当額の算定方法

（１）早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。

（２）従量料金は、基準単位料金または８．の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

（３）調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。

①　料金算定期間の末日が１月１日から１月３１日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年８月から１０月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

②　料金算定期間の末日が２月１日から２月２８日（うるう年は２月２９日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年９月から１１月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

③　料金算定期間の末日が３月１日から３月３１日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年１０月から１２月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

④　料金算定期間の末日が４月１日から４月３０日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年１１月から当年１月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑤　料金算定期間の末日が５月１日から５月３１日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年１２月から当年２月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑥　料金算定期間の末日が６月１日から６月３０日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年１月から３月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑦　料金算定期間の末日が７月１日から７月３１日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年２月から４月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑧　料金算定期間の末日が８月１日から８月３１日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年３月から５月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑨　料金算定期間の末日が９月１日から９月３０日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年４月から６月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑩　料金算定期間の末日が１０月１日から１０月３１日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年５月から７月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑪　料金算定期間の末日が１１月１日から１１月３０日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年６月から８月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑫　料金算定期間の末日が１２月１日から１２月３１日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年７月から９月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

（４）早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額はそれぞれ次の算式により算定いたします。（小数点以下の端数切り捨て）

①　早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率÷（１＋消費税率）

②　遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率÷（１＋消費税率）

２．料金表

（１）適用区分

料金表Ａ　使用量が０立方メートルから１８立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表Ｂ　使用量が１９立方メートルから４０立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表Ｃ　使用量が４０立方メートルを超える場合に適用いたします

（２）料金表Ａ（消費税等相当額を含みます。）

① 基本料金

１か月およびガスメーター１個につき	１，３０５．７０円

② 基準単位料金

１立方メートルにつき	３５２．９０円

③ 調整単位料金

②の各基準単位料金をもとに**８．**の規定により算定した１立方メートルあたりの単位料金といたします。

（３）料金表Ｂ（消費税等相当額を含みます。）

① 基本料金

１か月およびガスメーター１個につき	２，８８５．３０円

② 基準単位料金

１立方メートルにつき	２６５．２６円

③ 調整単位料金

②の各基準単位料金をもとに**８．**の規定により算定した１立方メートルあたりの単位料金といたします。

（４）料金表Ｃ（消費税等相当額を含みます。）

① 基本料金

１か月およびガスメーター１個につき	４，１２５．００円

② 基準単位料金

１立方メートルにつき	２３２．２６円

③ 調整単位料金

②の各基準単位料金をもとに**８．**の規定により算定した１立方メートルあたりの単位料金といたします。